

投資信託説明書(交付目論見書)

2010.11.26

新生・フラトンVPICファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

商品分類			属性区分				
単 位 型 ・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・フラトンVPICファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年11月25日に関東財務局長に提出しており、平成22年11月26日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号

設立年月日:2001年12月17日

資本金:495百万円(2010年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,680億円
(2010年9月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-5157-5549

2010年12月13日より「03-6880-6448」になります。

(受付時間:営業日の9時～17時)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

- ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託（以下「投資先ファンド」といいます。次頁をご参照ください。）への投資を通じて行います。（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。）
- 主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。
- 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

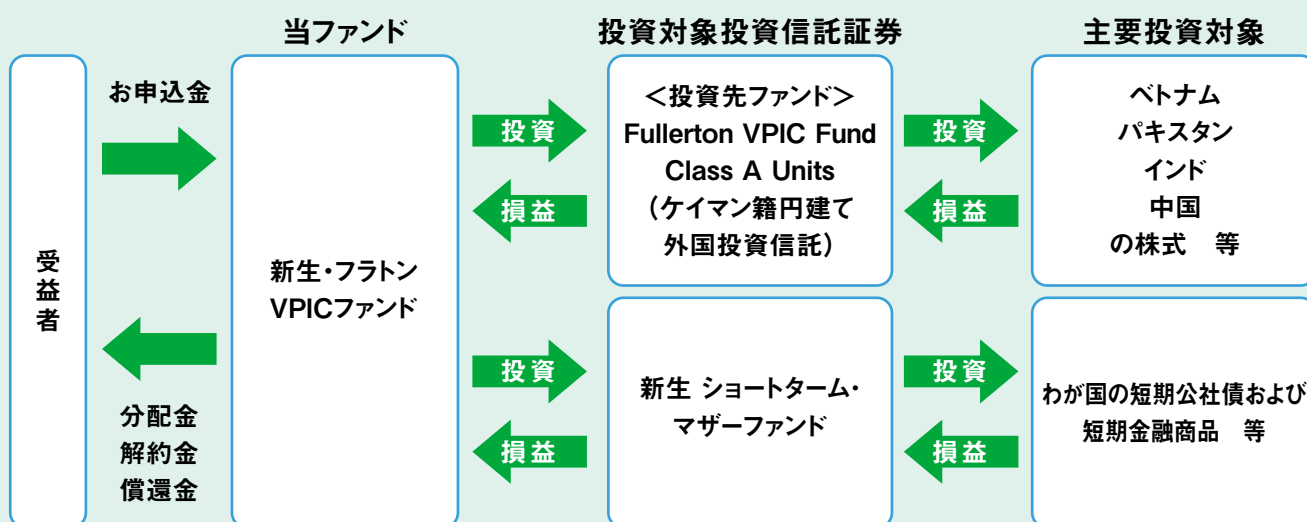
・投資対象には、預託証券^{※1}、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

※1 預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで。

・中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ^{※2}、H株^{※3}）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

※2 レッドチップ：資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）

※3 H 株：香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。
- 国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。
- (注) 市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。
3. フラトン・ファンド・マネジメントが運用します。
- 投資先ファンドの運用は、シンガポール財務省が全額出資するテマセック・ホールディングスが100%出資するフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・株式への直接投資は行いません。

分配について

原則として、毎年8月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
							分配金				

※上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

<投資先ファンドの概要>

ファンド名	Fullerton VPIC Fund Class A Units
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託
主な投資対象	ベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式です。 (未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。) そのほか、預託証券(DR)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。 また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。
主な投資態度	①主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 ②株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。 ③株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

主な変動要因

価格変動リスク (株価変動リスク)	株価は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等様々な要因で変動します。発行企業の経営不安により大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また市場規模や取引量が小さい国・地域の株価は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。また市場規模や取引量が小さい国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

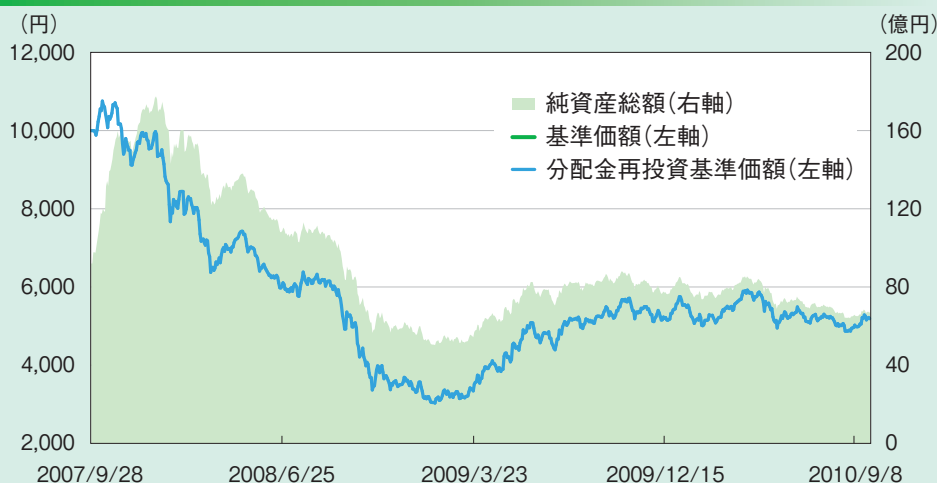
※上記体制は2010年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

(2010年9月末現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
10年8月	0円
09年8月	0円
08年8月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

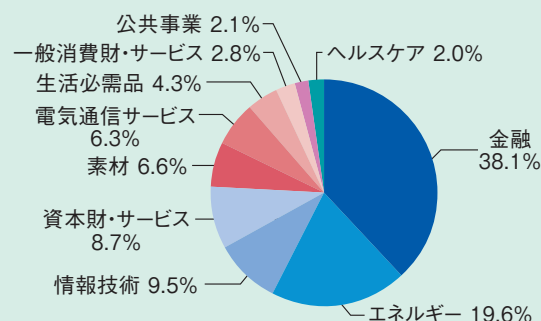
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	Oil & Gas Development Corp Ltd	パキスタン	エネルギー	4.7%
2	China Construction Bank	中国	金融	4.2%
3	MCB Bank Limited	パキスタン	金融	3.9%
4	Industrial and Commercial Bank of China Ltd	中国	金融	3.8%
5	China Mobile Ltd	中国	電気通信サービス	3.8%
6	Infosys Technologies Ltd	インド	情報技術	3.6%
7	Larsen&Toubro Limited	インド	資本財・サービス	3.5%
8	ICICI Bank Ltd	インド	金融	3.5%
9	Reliance Industries Limited	インド	エネルギー	3.4%
10	CNOOC Ltd	中国	エネルギー	3.4%

【業種配分】



※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの株式資産総額をもとに算出した比率です。

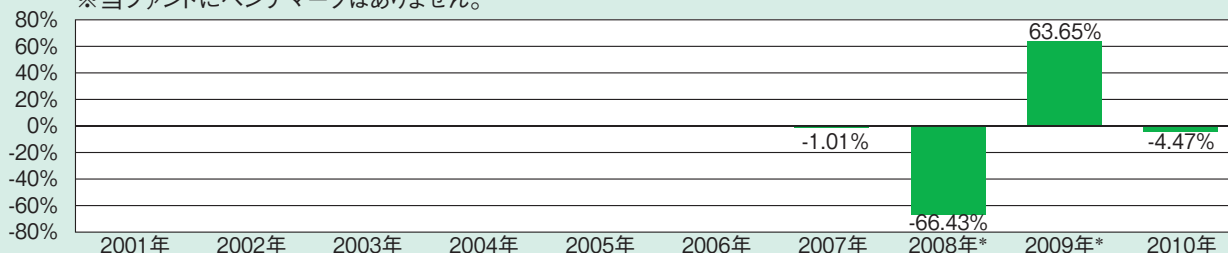
※上記の業種はMSCI/S&P GICS*の業種区分に基づいています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・アンド・プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)のことです。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※上記グラフの年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2010年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成22年11月26日から平成23年11月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限とします(平成19年9月28日設定)。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年8月26日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,300億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● シンガポールの銀行休業日およびその前営業日 ● ホーチミン証券取引所の休業日 ● カラチ証券取引所の休業日 ● ムンバイ証券取引所の休業日 ● 香港証券取引所の休業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年1.176%(税抜1.12%)の率を乗じて得た額とし、計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)								
		<table><tr><th>運用管理費用(信託報酬)＜年率＞</th><th>合計1.1760%(1.12%)</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.3885%(0.37%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.7350%(0.70%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.0525%(0.05%)</td></tr></table>	運用管理費用(信託報酬)＜年率＞	合計1.1760%(1.12%)	委託会社	0.3885%(0.37%)	販売会社	0.7350%(0.70%)	受託会社	0.0525%(0.05%)
	運用管理費用(信託報酬)＜年率＞	合計1.1760%(1.12%)								
	委託会社	0.3885%(0.37%)								
	販売会社	0.7350%(0.70%)								
受託会社	0.0525%(0.05%)									
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して年率0.90%									
実質的な負担	年率2.076%程度									
その他の費用・ 手数料	当ファンド	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建て資産の保管費用等がファンドから支払われます。								
	投資先ファンド	また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。								
	※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。									

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成22年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

